

産科に関する手続き

分娩予約

予定日が決まってから妊娠 15 週くらいまで

里帰り分娩予約

予定が決まってから妊娠 20 週くらいまで
(ご家族の方が代理でお手続きいただけます)

帝王切開、開腹 または腹腔鏡手術予定の方

限度額認定証は入院日までに受付窓口にご提出ください

【分娩予約に必要なもの】

1. 入院予約申込書
2. 出産育児一時金等の直接支払制度合意文書
直接支払制度にお申込み頂くと
出産育児一時金の申請、手続きを医療機関が行います。
退院時のお支払いは 42 万円（双子は 84 万円）を差し引いたものとなります。
当院ではほとんどの方がお申込み頂いております。

直接支払制度とは

3. 産科医療補償制度登録証

当院は産科医療補償制度加入の医療機関です。
当院でご出産される方は必ず加入が必要です。

産科医療補償制度とは

4. 保険証または保険証のコピー
5. 分娩予約金 5 万円
6. 印鑑

※1~3 は当院でお渡しいたします

限度額認定証があれば入院時の窓口負担が軽減されます。
手術日が決まったらご加入の保険者に連絡する (*1) と限度額認定証が
交付されます。退院日（月をまたいでの入院は月末）までに
限度額認定証が間に合わない場合は一旦通常のお支払いとなります。
後日、ご自身で高額医療の申請をしていただけます。

限度額認定証とは

*1: ほとんどの保険証に保険者の電話番号が記載されています。
ご不明の場合はお勤め先にご確認ください。